

香川県有機農業推進計画

平成21年度 ～ 平成25年度

香 川 県

農業は、食料供給という本来の機能のほか、国土や環境の保全といった多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮していくためには、有機性資源の循環利用による化学肥料の低減とともに農薬の使用を減らし、環境への負荷を低減する必要があります。

本県においても、本県農業の振興方向と目標を示した「香川県農業・農村基本計画（平成17年7月策定）」の中で、環境と調和した循環型農業の推進を図るとともに、「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を策定するなど、これまで、家畜排せつ物の利用による土づくりや、化学肥料や農薬の使用を低減した持続性の高い農業生産方式の推進と、その農業生産方式による栽培を行うエコファーマーの認定及び支援に努めているところです。

このような中、国において、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（以下、「有機農業推進法」という。）が施行され、平成19年4月には「有機農業の推進に関する基本的な方針（基本方針）」が定められました。

有機農業は、自然界の物質循環機能を最もよく増進し、生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に寄与するとともに、消費者の食料に対する需要が高度化・多様化する中で、消費者が求める化学物質とは無縁の農産物の供給にも資するものです。

本県では、こうした情勢の変化を受けて、「香川県農業・農村基本計画」との整合性を図りながら、消費者の多様な需要に対応した農産物の供給とともに、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）の自主的な取り組みを助長するため、有機農業者等の意見を踏まえた「香川県有機農業推進計画」を定め、関係者一体となって有機農業の段階的な推進を図ることとします。

<参考> これまでの主な意見

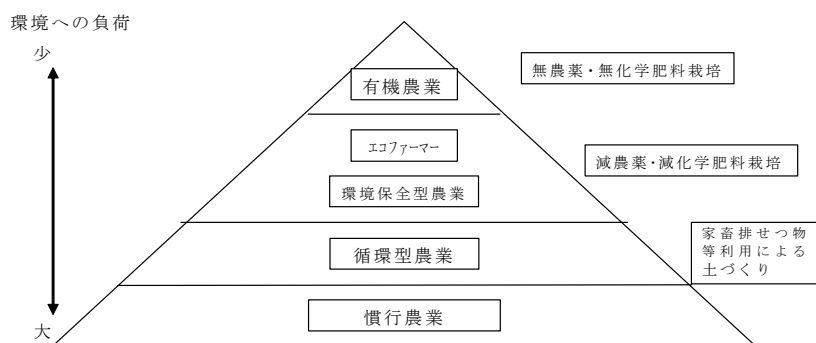
○有機農業者（19年7月開催の情報交換会）

- ・慣行栽培に比べ収量が少ない。
- ・相談する人がいない。
- ・宣伝の機会がなく販売先の確保が難しい。

○流通関係者や消費者（20年3月開催の県循環型農業推進協議会）

- ・個人出荷が中心で入荷が不安定なため、品揃えができない。
- ・販売単価が高く、消費者の理解が得られにくい。
- ・生産・販売している所がわからない。

<参考> 農業技術体系のイメージ



第1 本県有機農業の現状

本県は、気候温暖で日照時間が長く、年間を通じて雨が少ないことから、病気の発生は少なく多品目にわたる農産物の生産が可能である反面、害虫や雑草の発生は多い傾向がみられます。

このような気象条件や、消費地に近いという地理的にも恵まれた条件の中で、化学肥料、化学合成農薬の低減した農業への取組みは、他県に比べても盛んであるとは言い難く、中でも有機農業の取組みは僅かです。

また、有機農業に取り組む農業者は個人での取組みが多く、グループの場合でも少人数で産地としてのまとまりはなく県内に点在しています。

<参考>

(1) 県内の有機農業者の状況 (20年11月現在)

JAS有機認定：6事業者12戸

JAS有機認定を申請していないもの

：4事業者28戸、個人約20戸

計 10事業者約60戸、栽培面積延べ約40ha

主な作目：水稲、軟弱野菜、金時にんじん、かんしょ

みかん、レモン、キウイ、びわなど

第2 計画の推進期間および推進方向

1 推進期間

平成21年度から25年度までの5ヵ年とします。

2 有機農業の推進目標

農業者が自らの意向に沿って有機農業に従事できるようにすることや、農業者等が有機農産物の生産・流通・販売に積極的に取組めるようにすることなど、「有機農業推進法」に定める基本理念に即して、有機農業の推進に当たり、県をはじめ、関係機関・団体や農業者および消費者が一体となって次の事項を推進します。

(1) 有機農業者の積極的な生産・販売等の推進

農業者等が有機農業に取り組めるようにするためには、有機農業の施策の活用を促していくとともに、地域で有機農業に関する知識や技術を受けることができる環境を整えていくことが必要です。特に有機農業者同士で技術や販売方法等に関する情報交換を進めていくことが重要です。

このため、先進的な有機農業者を始め有機農業を行う意向のある者などの連携を図るための場を設定するとともに、普及指導員の知識や技術の向上を図るなど、有機農業の指導の取組みを強化します。

(2) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要ですが、有機農業に対する消費者の理解は未だ十分ではありません。

このため、有機農業が環境と調和のとれた農業であることや、県内の有機農業者の取組事例などを広く周知することにより、消費者の理解の増進を図ります。

(3) 有機農業に関する技術の開発

農業者が有機農業に容易に従事できるようにするためには、現状の慣行農業に比べて品質や収量の低下が起こり易いなどの課題を克服する技術の確立が重要です。

このため、有機農業者が実践している栽培技術を基本として、農業試験場や民間団体等で開発された技術の適切な組合せ等により、安定した品質・収量を確保できる有機農業技術の開発を目指します。

(4) 市町における有機農業の推進

現状では取組みの少ない有機農業を推進するためには、農業者や消費者はもとより、市町やJA等農業団体など、地域の関係者の理解と協力を得ながら取組みを進める必要があります。

このため、県内の市町に対して、「有機農業推進法」の基本理念に則した市町有機農業推進計画の策定を働きかけるなど、市町段階における有機農業の取組みを推進します。

第3 有機農業の推進施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

(1) 有機農業の取組みに対する支援

① 県は、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の策定（エコファーマーの認定）を有機農業者に働きかけ、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等による支援を行うとともに、有機農業者の技術の向上を図るための研修会を実施するほか、有機農業の推進に必要な共同利用機械・施設整備への支援に努めます。

② また、新たに有機農業を行おうとする新規就農者や農業者に対しては、円滑に有機農業に取り組めるよう、就農相談や就農支援資金の貸付けによる支援等に努めるほか、有機農業に関する知識・技術に関する研修を実

施します。

〔目標〕 技術の普及・向上

- ・ 有機農業者等を対象とした有機農業技術に関する研修会の開催
- ・ 新規就農者に対して、農業大学校における有機農業に関する知識・技術に関する研修の実施

(2) 有機農業の指導体制の整備

国等が行う研修への参加や有機農業者の協力を得て、普及指導員の有機農業に関する知識や技術の向上を図るとともに、地域農業改良普及センターに有機農業担当の普及指導員を配置します。

〔目標〕 指導体制の整備

- ・ 普及センターにおける有機農業担当窓口の設置
- ・ 普及指導員の有機農業に関する知識・技術の向上

(3) 有機農業者の組織化による地産地消と食育の推進

県は、有機農業者が相互に情報交換でき、有機農産物の地産地消（産直や県内飲食店、学校給食等での利用など）や食育の推進（有機農産物の生産現場の見学や体験学習）に対応できるよう、有機農業者の組織化と活動を支援します。

〔目標〕 地産地消と食育の推進

- ・ 有機農業者のネットワークの創設
- ・ 県内の小売店や産直施設等での有機農産物の販売
- ・ 県内飲食店や学校給食等への情報提供
- ・ 学童等による有機農産物生産現場の見学や体験学習の実施

<参考>

1 本県における地産地消の取組み

- 地産地消推進員：1,116名（平成20年10月末）
- かがわ地産地消協力店：171店舗（平成20年10月末）
- 県内産直施設：約95施設（平成19年）
- 地産地消コーナーの設置：県内の主要量販店
- 地産地消フェスティバルの開催（量販店：20年度 2ヶ所）
- 学校給食における地産地消の推進
- 県ホームページ「讃岐の食」などによる情報提供

2 本県における食育の推進

- 県産農水産物を利用した日本型食生活の普及
- 学校等における食育の推進と県農水産業への理解の促進
- 食品ロスの削減

2 有機農業等への理解と関心の増進

県は、有機農業や有機農産物に対する理解を増進するため、県が実施する各種イベント等でのPRや県のホームページ等を活用して、消費者はもとより流通業者や小売業者に対して、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度、表示ルール等についての知識の普及啓発や生産に関する情報の提供に努めます。

〔目標〕 有機農業の理解増進

- ・ 県が実施するイベント等における有機農業・有機農産物のPR
- ・ 県ホームページ等を活用した情報提供

3 技術開発等の促進

(1) 有機農業に関する技術の研究開発

県は、農業試験場において開発・検証された天敵昆虫や微生物の利用技術、及び堆肥・有機質肥料の試験結果など、本県の気候や土壌条件に適応し有機農業に活用できる技術のほか、必要に応じて、他の研究機関等が開発した技術の実証試験や、有機農業者により実践されている様々な技術についての調査・検証に取り組めます。

〔目標〕 土づくりの推進及び多品目生産技術の実用化

- ・ 家畜排せつ物由来の優良堆肥を活用した土づくりの推進
- ・ 本県の有機栽培に適した品目の選定
- ・ 有機栽培に活用できる技術の調査・検証

<参考> 「持続性の高い農業生産方式」のうち有機農業で活用できる技術

○ 土壌の性質の改善等に関する効果が高い技術

① たい肥等有機質資材（肥料）施用技術

② 緑肥作物利用技術

○ 有害動植物の防除に関する技術

① 温湯種子消毒技術

② 機械除草技術

③ 除草用動物利用技術（アイガモ、コイ、ヤギ・ウシの移動放牧等）

④ 生物農薬利用技術（天敵や拮抗細菌、フェロモン等の活用）

⑤ 対抗植物利用技術（土壌中の有害動植物の駆除や蔓延防止効果を有する植物利用）

⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用技術

⑦ 土壌還元消毒技術（土壌中の酸素濃度低下による有害動植物駆除）

⑧ 光利用技術（黄色防蛾灯、反射資材等）

⑨ 被覆栽培技術（雨よけ、袋かけ、防虫ネット、マルチ栽培等）

(2) 研究開発成果等の普及

県は、有機農業技術に関する情報の収集に努め、地域農業改良普及セン

ターを中心に技術の普及に努めます。また、有機農業者の技術課題や要望への対応など、有機農業者との連携に努めます。

4 市町・JA等農業団体に対する支援

県は、有機農業の推進に取り組む市町・JA等農業団体に対して、必要な情報提供及び助言を行います。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

(1) 県及び市町・JA等農業団体との連携の強化

有機農業の推進に関する施策は、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費など総合的に講じる必要があることから、県は、必要に応じて、これらの施策を担当する関係各課・出先機関等との連携強化に努めます。

また、有機農業の推進に取り組む市町・JA等農業団体とも同様の連携強化に努めます。

(2) 有機農業の推進体制

有機農業の推進に当たり、県は、学識経験者や農業者、流通業者、消費者、行政機関及び農業団体で構成する「香川県循環型農業推進協議会」(会長：田島香川大学農学部長)の中に特別な作業部会を設け、必要な事項を協議します。

2 有機農業者等の意見の反映

県は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、現地調査や有機農業者等との意見交換その他の方法により、有機農業者や消費者等の意見や考え方を把握し、これらを当該施策に反映させるよう努めます。

3 計画の見直し

この推進計画は、「有機農業推進法」で示された基本理念及び国の「基本方針」に即し、「香川県農業・農村基本計画」と整合性を図りながら、今後の有機農業の推移や各種対策の実施状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間途中での見直しを行います。